

令和3年度
監査結果報告書

王寺町監査委員

○監査結果報告書

1 監査方法

(1) 主な実施内容

各所管の財務に関する事務の執行、及び経営に係る事業の管理が、地方自治法第2条第14項から第16項までの規定の趣旨に沿ってなされているかについて、王寺町が定める監査基準に準拠し、質問、計数突合、確認、分析等を監査の手續として適用しました。

(2) 監査の着眼点

- ・予算執行が適正かつ計画的、効率的に行われているか
- ・事務事業の執行及び管理運営が適正かつ合理的、効果的に行われているか
- ・契約事務が適正かつ効率的に執行されているか
- ・現金等取扱い事務が適正に行われているか 等

○令和2年度決算監査(健全化判断比率の審査 基金の運用を含む)

監査日時 令和3年8月24日

監査の結果

地方自治法第233条第2項及び第241条第5項の規定により審査に付された、令和2年度王寺町一般会計、特別会計の歳入歳出決算及び基金運用状況並びに関係諸帳簿・証書類を審査した結果、内容において規定に抵触したることなく、かつ、各会計の決算の収支、基金の運用状況は関係諸帳簿・証書類と一致符合し、適正で確実なる決算であり、基金の運用は設置目的に従い確実、かつ、効率的な運用であると認めます。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条及び第22条の規定により、審査に付された健全化判断比率等の算定は、法令等の趣旨に沿って適切に行われ、その算定の基礎となる事項を記載した書類の数値が適正に表示され、帳票の管理が十分されていることを認めます。

監査意見

大規模な工事や委託業務などは、手続きを踏まえて適正に行われています。その上でさらに業務執行の質を高めるためには、その関連修理やメンテナンス委託など、流れの中で処理されがちな業務も、常に原点に立ち直って、基準やルールを確認するとともに、チェック機能の強化に努められるようお願いいたします。

今後、新型コロナウイルス感染症の影響により、厳しい状況は避けられない中、健全な財政状況を維持しながら、さらに住民福祉の増進を図るために、将来に向けた政策財源の確保と、効率的かつ効果的な行財政運営を行うべく、大いに職務に精励されることを期待します。

○地方自治法第199条第4項に基づく定期監査

監査日時 令和3年12月21日

監査の結果

基本的事項については、おおむね適正であると認められました。

監査意見

今年度はコロナ関連で収入も支出も例年とは大きく違っているため、決算等の推移を見るときは影響を受けた分を除いて見るのが望ましいです。

○行政監査(事務監査)

監査日時 令和3年5月25日

地域交流課

王寺町の文化財を生かした観光拠点づくり事業の概要について

監査の結果

基本的事項については、おおむね適正であると認められました。

監査日時 令和3年6月25日

税務課

町税にかかる徴収状況及び徴収猶予の状況について

監査の結果

基本的事項については、おおむね適正であると認められました。

監査日時 令和3年7月26日

上下水道課

県域水道一本化の今後のスケジュールと見通しについて

監査の結果

基本的事項については、おおむね適正であると認められました。

監査日時 令和3年9月29日

政策推進課

第3セクター(都市開発、地域振興)決算状況について

監査の結果

基本的事項については、おおむね適正であると認められました。

※地方自治法第199条第7項に基づく財政支援団体監査

監査日時 令和3年10月28日

義務教育学校設置準備課

義務教育学校(北・南)整備事業の進捗状況について

監査の結果

基本的事項については、おおむね適正であると認められました。

監査日時 令和3年11月26日

住民課

ごみ減量の取組みについて

監査の結果

基本的事項については、おおむね適正であると認められました。

監査意見

ペットボトルの処理委託契約が適正に締結されているが、その内容については、3E(経済性、効率性、効果性)の観点からは、具体的な事実を把握し、より適正な契約となるよう努められたい。

(確認した事実)

契約は、王寺町、委託業者、社会福祉法人を加えた3者契約である。社会福祉の向上に貢献する趣旨はとてもよいことだが、3者契約にすることによって、特に社会福祉法人に過剰な責任を負わせるおそれもある。実態に即した権利義務を明示した方が望ましい。また、委託業者、社会福祉法人の業務内容の把握に努められたい。

また、社会福祉法人を加えることによって、委託料が増加しているが、その根拠となる軽作業の内容(発注仕様)やその部分に係る標準単価立て(委託業者から社会福祉法人に支払われる額もしくは収入割合)の情報を具体的に把握しないまま、いわば一式契約になっている。

監査日時 令和4年1月28日

都市計画課

畠田駅前線整備事業の進捗状況について

監査の結果

基本的事項については、おおむね適正であると認められました。

監査日時 令和4年2月21日

建設課

王寺駅南駐車場運営委託事業の進捗状況について

監査の結果

基本的事項については、おおむね適正であると認められました。

監査意見

本件運営委託事業は、設備更新と無人運営管理に移行したものであり、業者選定にあたっては全国規模の競合社を含む入札を行っており、適正に執行されています。実運営を開始してから間がないので、全体の管理運営状況については、リスク想定に基づく計画の確認と助言レベルのものでしたが、その中でも、委託業者からの入金額のブラックボックス化を予防するために、伝票等を抜き打ち検査する等の対策も講じるとのことで、全体として採算向上されている中、今後の成果に期待します。

○例月監査(令和3年4月～令和4年3月)

監査実施日は行政監査と同日

監査意見

別添例月出納検査一件書類に基づき監査した結果、現金・各数値各帳簿と一致し确实と認めました。